

福山市医師会訪問看護ステーション運営規程 (訪問看護)

(事業の目的)

第1条 一般社団法人福山市医師会が開設する福山市医師会訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業をおこなう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称—福山市医師会訪問看護ステーション
- (2) 所在地—福山市三吉町南二丁目11番22号（福山すこやかセンター内）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者—看護師1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等—看護師7名以上（常勤3名以上—内1名管理者兼務、非常勤3名以上）
准看護師1名以上（非常勤）
理学療法士2名（常勤1名、非常勤1名）
作業療法士1名（非常勤）
訪問看護の提供に当たる。
- (3) 事務職員 2名（常勤0名、非常勤2名）
給付支払業務等、必要な事務業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月14日から15日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話などにより24時間常時連絡可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は、主治医（かかりつけの医師）の指示書に基づき、次のサービスを提供する。

- (1) 療養上の世話
食事（栄養の管理）・排泄の管理・援助、清潔の管理・援助（清拭など）、ターミ

ナルケア。

(2) 診療の補助

褥創の処置、カテーテル管理・点滴注射などの医療処置

(3) リハビリテーション

(4) 家族支援

家族への療養上の指導、相談、健康管理

(利用料その他の費用の額)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

介護保険の訪問看護に要する費用は、介護保険法に基づき厚生労働大臣の定める基準とする。

- 2 通常の実施地域以外の居宅を訪問して行う訪問看護に要した交通費は、実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は路程1km当たり20円の実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市の地域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(感染症や災害が発生した際の対応)

第10条 指定訪問看護事業所者は感染症や非常災害の発生時において、訪問看護事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 指定訪問看護事業所者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。
- 3 指定訪問看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止について)

第11条 指定訪問看護事業者は虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じる。

- 2 利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう、虐待等の未然の防止、虐待等の早期発見、迅速かつ適切な対応を行う
- 3 指定訪問看護事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を看護師等に報告する。
- 4 指定訪問看護事業者は看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 適切に実施するために担当者を置く

(職場におけるハラスメントについて)

- 第12条 指定訪問看護事業者は適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、看護師等の就業環境が害されることを防止するために方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 2 ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、看護師に周知・啓発を行う。
 - 3 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行う

(身体的拘束などの適正化の推進について)

- 第13条 身体拘束等の更なる適正を図る観点から、利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業所は、看護師などの質的向上を図るため、次のような研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時の研修 採用1か月以内
 - (2) 継続研修 毎週火曜日
 - (3) その他の研修 協議会、看護協会等の開催の研修
- 2 従業者は、職務上知りえた利用者及びその家族等に関する秘密及び個人情報を保持する。
 - 3 事業者は、苦情等の対応の窓口責任者を及び連絡先を明らかにし、迅速かつ誠実な対応を行う。
 - 4 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、一般社団法人福山市医師会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(「書面掲示」規制の見直し)

- 第15条 事業所の運営規定の概要などの重要事項について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結することを踏まえ、重要事項などの情報については、当会ホームページ上に掲載し、公表することとする。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 22 年 3 月 25 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 22 年 4 月 9 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 22 年 11 月 2 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 22 年 12 月 20 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 5 月 21 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 6 月 19 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 1 月 27 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 7 月 5 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 1 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 5 月 16 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年6月16日から施行する。

附 則
この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和5年12月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和7年4月1日から施行する。